

「小松島市行政改革プラン 2015（素案）」に対する市民意見の 募集結果について

小松島市では、標記の件について市民意見の公募を行いました。その概要は以下のとおりです。

【意見募集期間】 平成27年2月27日（金）～3月16日（月）

【市民への周知方法】

2月27日小松島市ホームページへの掲載開始

3月5日配布の「広報こまつしま」に募集に関する記事を掲載

【意見の提出方法】

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

【意見提出者】 1 名提出

【意見の要旨】

別紙のとおり

(1) 公共施設の効率的な運営・見直し

意見 1

① 幼保一体化の前に検討すべき事柄は何か？

イ. 「1 小学校区に 1 園（所）体制」化の方向性を提案する

（現状）11 小学校区に対し 12 保育園（私立含む）、10 幼稚園

（提案）22 園（所）の“統合化”を前提とすべき。（＝11 園）

ロ. 幼・保園の「運営方法」の抜本的見直しを図る

（提案）a. 運営は「民間委託」化

b. 園児の送迎は、原則、「スクールバス」を民間委託で運行する

c. 「保育士」等、の資格要件の緩和策の検討

d. 将来的には「小学校」含む“一体化・統合化”の検討

② 幼保一体化の実施について、小松島南中学校開設後、10 年～15 年後とあるが、3 年以内に検討を図り、5 年後には実施すべきである。

理由として、基本的に、「集中化プラン」は 5 カ年の策定計画である事から、“先送り”をしない事を前提とすべき。

③ 「認定こども園」（幼保一体化）の民間移行化を提案する。

上記②の「民間委託」を更に、発展的に方向付け、「統廃合」化した施設を”民営化”。

その為に、イ、②の「民間委託」の“入札”は、“民営化”を前提に「プロポーザル型一般競争入札」とする。

ロ、民間移行時、市は「土地・建物」を 3 年間“無償提供”した後、「時価で売却」する契約を締結する。

【意見 1 に対する市の考え方】

（教育政策課）

このたびの「小松島市行政改革プラン 2015」（以下「プラン 2015」とする。）における 4. 具体的な行財政改革の取り組み（1）公共施設の効果的な運営・見直し ③ 幼稚園 及び④小学校 につきましては、平成 24 年に策定いたしました「小松島市学校再編計画」（以下「再編計画」とする。）と整合を取った内容となっております。

①再編計画においては、小学校幼稚園を 5 校 5 園に再編統合することとしており、幼稚園の統合においては、幼保一体型施設として小学校に併設することを目標としております。スクールバスについては、「徒歩での通学が困難となる地域が出る場合にはスクールバスの運行等により、安全な登下校を確保する。」としております。保育士等の資格については、法令で規定されるものであり、プラン 2015 において計画するものではないと考えます。小学校を含む一体化・統合については、先に記したとおりです。

②実施時期につきましては、再編計画では、中学校再編が短期計画、小学校・幼稚園再編が中・長期計画としており、小松島南中学校開校からすると 5 年～10 年で完了する計画としております。複数の施設整備（場合により土地取得を含む。）を伴う計画であること

から、プラン2015では実現可能性に考慮した記述としましたが、中学校同様に計画から実施へと、先送りすることなく、着実に実施に努めてまいります。

③民間委託については、認定こども園の運営に積極的な事業者がある場合には、十分な検討を行うことといたしたいと考えております。

(児童福祉課)

小松島市内の就学前児童数は、今後さらに減少するものとの予想があり、現状の保育所と幼稚園の施設数では供給過剰な状態になると予測されます。

そうしたことを踏まえて、幼稚園・保育所については、統廃合を含めた再編を進めていく予定としています。また、今後は、幼稚園と保育所のよいところを取り入れた幼保連携型認定子ども園の段階的な整備を検討し、子ども達が健やかに育つための教育保育の場を確保したいと考えています。

意見2

小学校を11校から5校に再編するとあるが、「統合基準」は何か？を示すべきである。上記「幼保一体化園」の実施及び定着化が見込まれるのは10年後とみるもの。拙速に、小学校を統廃合すると、将来的な「幼・保・小一体化」が損なわれる。このスキームは、「次世代育成支援」の基幹部分である“人間形成の骨格づくり”であるが故に「時間・空間・教員(又は指導員)」に真の“ゆとり教育”を志向するものである。NIE教育の浸透を充実させ、スマホやゲーム又、塾依存からの脱却を図る為に。幼少・年少期に正しい倫理観や道徳観念を指導教育する必要がある、今、最大限、求められている、と考える。

【意見2に対する市の考え方】

このたびに「小松島市行政改革プラン2015」(以下「プラン2015」という。)は、教育に特化した計画ではないことから、小学校再編についての詳細は記述しておりませんが、これについては、平成24年に策定された「小松島市学校再編計画」(以下「再編計画」という。)に詳述されております。再編計画は、少子化が急激に進行するなか、子どもたちが社会性を育てながら互いを高め合っていくことや適切な教員配置を実現すべきであるといった観点から、各学校とも学年複数学級が達成できる規模とすることを柱としております。現在の11校区のそれぞれで、地域のコミュニティが形成されていることにも鑑み、現在の校区をなるべく分断しないこととして、新たな校区も示しております。統合基準については、以上をご賢察下さい。プラン2015も再編計画も公共施設の効果的な運営という観点から、小学校、幼稚園について記述した計画であって、NIE教育の浸透など、実施する教育内容については、教育現場を中心とした別の場における議論が必要と考えます。

意見3

「公民館」・「コミュニティーセンター」等の有効活用化を図る

(現状) 日常的に、利・活用頻度が少なく存在理由が乏しい。

(提案) 「地域ファミリーサポートセンター」に位置付けし“老・青・若・幼”の活動場として、就学後のサポートも行う。

注；地域ファミリーサポートセンターのメンバーは原則、ボランティアだが、「責任者」は市が委嘱する。

【意見3に対する市の考え方】

(生涯学習課)

ご提案いただいた、「地域ファミリーサポートセンター」については、公民館設置の趣旨からすると、位置付けは難しいかと思われます。ただ、ご指摘のとおり、利用率については、各館で差はございますが、どの公民館も利用されている方の年齢層が高いのが、現状となっております。様々な年代の方に利用していただき、地域コミュニティの重要な拠点施設となるよう、有効な活用方法を今後の検討課題といたします。

(市民生活課)

コミュニティセンターは、地域住民の皆さんが、対話と連帯によるコミュニティ活動を通じて明るく住みよい地域づくりを進めるため、広く地域の方々の利用に供することを目的として設置しています。

できるだけ多くの住民の皆さんに、いつでも気軽に利用していただけるよう、一つの事業目的で長期間にわたっての利用は想定しておりませんが、今後とも地域コミュニティ活動の活性化により、より利用していただける機会が増えるよう努めてまいります。

意見4

市営住宅について

イ、新規建設は実施しない。(震災を想定して、「仮設住宅」等の緊急投資の積立金に充当しておく)

ロ、緊急性を除き、改修等の予算措置はしない。耐震基準が必要な住宅は閉鎖し、住民は耐震基準がクリアーできた他の住宅(県営含む)に移転させる。

【意見4に対する市の考え方】

平成24年度に策定された「小松島市営住宅長寿命化計画」の中で、今後の市営住宅管理方針として、将来の住宅の建替えや老朽団地の用途廃止、現在ある住戸を適切に管理していく維持管理などが示されており、現在、その方針の実現に向け取り組んでいる。

市営住宅の建替えについては、財政状況や今後より一層の増加が予想される高齢者世帯や、身体障がい者を含む世帯対応などを考慮して住宅建替え事業の実施時期を検討したい。また、耐震性のない老朽住宅からの移転促進により入居者の安全を図るほか、耐震性を有する住宅については建物の修繕等の維持管理を適正かつ合理的に行ない管理運営に努めていく。

(2) 歳入の確保

①未収金の管理・回収について

意見 5

- イ. 「管理」は各部局で行うが「回収」は原則、“徳島県滞納機構”に委託し、要員を削減し、回収率を上げ、回収期間を短縮すべき。
- 但し、各部局の目標として、平成 29 年度末、償還率 90%達成しない場合、順次移行する。
- 尚、最終目標は平成 31 年度末、95%とする。

【意見 5 に対する市の考え方】

市町村で地方税の回収が困難と判断した案件について、徳島滞納整理機構に徴税業務を移管しており、地方税以外の未収金については、対象となりません。

(住宅課)

公営住宅法による公営住宅は、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ものとして位置付けられている。

滞納者に対しては督促や納付指導を実施しているが、市営住宅の本来の性質上、低所得者が多いことから、入居者の生活状況を考慮し、自主的な納付に重点をおいている。長期・高額な滞納者については、今後より積極的な手法を検討したい。

意見 6

- ロ. 市住入居者の「収入申告」は原則、市発行の「所得証明書」で判断する事。
- 収入に応じた「傾斜家賃制度」を適用するなら“支払能力”がなければ、民間では当然に、「退去」を余儀なくされるもの。その「仕組み」が必要ではないだろうか？

【意見 6 に対する市の考え方】

現在、本市では市営住宅管理条例施行規則により、申告書には、源泉徴収票、所得証明書その他の収入の額を証する書類を添付することとなっております。

また、滞納による住宅の明渡しも、同様に定められていますが、住宅に困窮する低額所得者を対象にした住宅であるため、特別な事情がある場合には家賃の徴収猶予や減免などで対応も致しております。

意見 7

ハ、「税金」「公共料金」及び「家賃」等の“口座振替”への移行を全面的に採用すべきである。

「生活保護支給」も口座振込とし、“滞納分”は「相殺」すべきである。

注) 生活保護費は「賃金」ではないので、「相殺」可能ではないのか？

【意見 7 に対する市の考え方】

(住宅課)

口座振替は、入居者からすると利便性が高いと思われるが、今後、希望者の動向や安定した振替業務ができるかどうかなど、運用の実効性を考慮して検討してまいりたいと考えております。

(生活福祉課)

生活保護費の支給方法に関しては、厚生労働省の意向もあつて口座振込の件数を順次増やしているところです。現在市内の全被保護世帯のうち約 7 割に口座振込で生活保護費を支給していて、今後も口座振込への切り替えをすすめていきたいと考えています。

“滞納分”については、生活保護に関して言えば生活保護法第 58 条に「被保護者は、すでに給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられないことがない。」との規定があることから、生活保護費を支給する前に「相殺」することは原則として出来ません。ただし、生活保護法第 78 条の規定に係る、いわゆる不正受給に対する徴収金に関しては、生活保護法の改正（平成 25 年 12 月 13 日公布、平成 26 年 7 月 1 日施行）により、被保護者の申出のもと、その生活の維持に支障がないと認める範囲で保護費との「相殺」をすることが可能となっています。

(人権推進課)

住宅新築資金等貸付償還金につきましては、口座振替に対応したシステムが整備されておりません。新規の貸付事業は既に終了しており、システムの整備にかかるコスト等と比較考察したところ、本事業においては適さないと考えております。

(3) 効率的な業務運営（民間委託・民営化の推進）

意見 8

① ゴミ収集

イ、「再生ゴミ」は“県内業者の一般競争入札”とし、コスト削減を図る。

ロ、「一般ゴミ」は“市内業者の指名競争入札”とし、コスト削減を図る。

ハ、「ゴミ焼却場」の利用については、環境面からも、“ゴミゼロ運動”を推進する。

ニ、焼却施設の「使用料」の見直しを図る。

26年度末、現状の「ゴミ取扱量」を100とし、まずは焼却場の「利用料」を
昨年の燃料費高騰を理由に10%上げ、27年度以降、「ゴミ取扱量」次第で、
料金を再設定する。

ホ、持込区分は a. 市内と市外別 b. 家庭用と産業別 c. 粗大ゴミは別途料金
とし、料金を区分する

【意見 8 に対する市の考え方】

・ イ、ロ、について

一般廃棄物の収集運搬業務については、職員定員の適正化や、業務に掛かる経費を見直し費用対効果を高めるため、退職者不補充による職員数の状況を見ながら、基本的には市内業者を優先とし、一般廃棄物の種類ごとに段階的に民間委託を推進します。

・ ハ、について

現在のゴミ処理状況は、排出されたゴミの内、約8割を焼却処理しています。ゴミ減量化の実績としては、過去5年間で約5%の減量化が進んでいますが、1人1日当たりのゴミ排出量はほぼ横這い状態であることから、ゴミの減量化、資源化に向けた取り組みを推進していきます。

・ ニ、ホ、について

一般廃棄物処理手数料については、ゴミの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化等から必要であるため、他市町村の手数料も参考に料金体系の検討を進めてまいります。

意見 9

②学校給食業務

イ、小学校及び中学校全校分、原則、「給食会社」から納品。

但し、“競争原理”を導入し、県外含む「給食会社」より“プロポーザル型一般競争入札”とし、2社選定する。

【意見 9 に対する市の考え方】

民間業者による給食実施のご提言をいただきましたが、本市では学校給食における民間活力の導入については、先進的に取り組んで参りました。複数の業者によるプロポーザル方式でも業者選定もすでに実施しております。但し、食の安全性及び子どもたちや保護者の安心感の担保から、食材の調達は、保護者、教職員等による学校給食委員会（事務局は教育委員会）で行っています。すべて民間での実施でなく、直営での調理業務も行っております。今後とも、学校給食の安全・安心や食育の観点と民間活力の導入との調整を図ることとしたいと考えております。

(4) 定員管理の適正化

意見 10

平成 26 年 4 月 1 日、実績 412 人だったが、27 年 4 月 1 日目標 399 人が未達成というが何故、32 年度迄、「先送り」するのか？根拠が不明である。第 2 幕の計画期間中に“国等からの権限移譲、防災・減災対策事業他事務事業が増大する傾向”とあるが他の自治体も全てそうか？という疑問が残る。

いきなり、降って沸いたものではなく、行政として、自治体の経営を司っている以上、民間企業と同様、少なくとも 5 年スパン 10 年スパンで目標も決め、いったん決めた施策もローリングしながらも目標に向かって軌道修正した経営判断を行うものである。よって、「定員管理の方向性」を診誤ったもので、早期に、399 人を達成すべきである。その為には「定員の基準」を明確にすべきである。

それは、「職員 1 人当たりのカバー人数」である。

現状は 27 年 1 月末日現在の人口数で割って職員 1 人当り“(住民) 97 人”である。

但し、この数値が適正か不適正かは判断しかねるが、要は、市税の“ムダ”“ムリ”“ムラ”の削除・削減を求めるものである。

その為に以下の提案を行うものである。

①全職員の「職務分析」を行う事。

	現状比率	現状人員	目標比率	目標人員
イ、正規職員しか出来ない仕事	82%	412	60%	301
ロ、正規職員以外の者でも出来る仕事	15%	75	30%	151
ハ、現状、民間委託又は民営化している	3%	15	10%	50
	(仮 説)		(目 標)	

このような目標管理を行えば、「人員の総原資」を変えないので、“行政サービスレベル”は低下する事無く、正規職員数を大幅に削減できる。

②「再任用制度」の廃止

職員 OB も所轄ハローワークに「求職」し、一般民間人と同様に、「任用試験」を受験し公正・公明に「就職」すべきである。

【意見 10 に対する市の考え方】

現在の取り組みは、平成 22 年 3 月に策定した「小松島市行政改革「集中改革プラン（第二幕）」」の数値目標を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日現在の職員数は 412 名と、目標数値と同数の 35 名の削減(率にして 7.83%)を図っているところであるが、目標年度である平成 27 年 4 月 1 日に向けての業務執行体制(組織・機構)や職員配置(職員数の目標数値 399 名)については、これまでの取り組み状況等を踏まえて、喫緊の行政課題にも適切に対応するために、集中改革プラン(第二幕)の計画期間の最終年度である平成 27 年 4 月 1 日の目標数値を見直し、今後の行財政改革も見据えるなかで、平成 27 年度を初年度とする新たな計画(5 年間)を策定している。

職員数の数値目標については、長期的な視点では将来的な人口減少に対応した人口規模に見合った職員数とすることが必要であるが、一般職員等を中心に職員の担当する業務量が増加し、時間外勤務の総時間数も増加傾向にあり、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスへの配慮にも留意する必要があることから、現行の「小松島市行政改革「集中改革プラン(第二幕)」の数値目標399名の達成を引き続き目指すこととしている。

なお、「再任用制度」については、平成25年3月26日、国家公務員の雇用と年金の接続について、閣議決定が行われており、この閣議決定は、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が生じないよう当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については、再任用するものとする^{こと等}をその内容とするものであります。

地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう、同日付け(平成25年3月29日)で総務副大臣からの要請があることから、本市においてもこの要請を踏まえて、平成25年度以降の定年退職者に対応しているものであります。

(5) 職員の人材育成

意見 1 1

①「省級」「昇格」「昇給」制度を民間並みに（年功序列制から等級試験と多面観察試験で職務遂行能力を蓄積するシステムを志向する）

イ、職位と等級をリンクさせる

ロ、昇給も「等級」と「職位」で判別する

ハ、58 歳以上は受験不可

ニ、多面観察は他部署の管理職者 10 名で実施する（5 段階評価で D・E の評価は不合格）

②期末勤勉手当等も上記内容で、決定する

③自己申告で、本人が希望する兼務又は配置転換を受入れる制度を導入する

④業務に必要な「国家資格」等を取得した場合は、別途「手当」支給制度を採用する

【意見 1 1 に対する市の考え方】

地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、住民ニーズの多様化により大きく変化しています。さらに、地方分権の進展により、地方公共団体が自ら政策を決定し執行する役割を担うようになってきています。

職員は、この状況の変化に対応し、限られた人材・財源の中で、より質の高い行政サービスを展開していかなくてはなりません。

そのためには、職員一人ひとりの能力向上と、それを発揮できる職場環境の形成が必要であり、組織的な人材育成の促進が重要です。市政運営を支えるのは職員であり、信頼される市政の実現のためには、職員一人ひとりが自らを成長させるための努力と、それを支援する仕組みを構築し、組織として計画的、総合的な人材の育成が必要不可欠となります。

このようなことから、今後の本市職員の人材育成の方向性を明確にすることを目的として、「小松島市人材育成基本方針」の全面改定を行い、平成 27 年度から新しい基本方針により職員の育成を図っていくこととしております。

また、平成 26 年 5 月に地方公務員法の改正が行われ、人事評価制度の実施とその結果を基礎とした人事処遇への反映が、地方公務員に義務付けられております。

人事評価制度は、職員の日常の勤務や実績を通じて、その能力や業績、適性などを評価し、給与、昇任、配置、能力開発等の人事管理に反映させることで人材を育成し、組織の活性化を図る制度であることから、職員個々の適性や能力、業績を正當に評価する手法を今後研究、検討することといたしております。

(6) 経常経費の削減

意見 1 2

① 扶助費（特に生活保護費）の削減

イ、生活困窮者に対する、「雇用の促進」の為、“パーソナルサポートセンター”を設置する

- a. 国及び県からの助成金の取得を積極的に図る事
- b. 社協及び県内外の民間職業紹介事業主又はハローワークとの連携
- c. 業務委託も視野に入れ、「福祉事務所」の機能を強化すべきである

【意見 1 2 に対する市の考え方】

生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法（平成 25 年 12 月 13 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、全国の都道府県、市などで、直営又は委託により、生活保護に至る前の段階から支援することで早期の自立を促す目的で、就労支援等を含めた「自立相談支援事業」が実施されることになっていて、本市においては委託により実施する予定となっています。

この事業を行うために、全国に「自立相談支援機関」が設置されることになるのですが、この機関は、徳島県で言えば平成 25、26 年度に厚生労働省のモデル事業として設置されました「パーソナルサポートセンターとくしま」と同様のものということになります。

この「自立相談支援事業」については、厚生労働省が定める基準額の範囲内で、事業費の 4 分の 3 を国が負担することになっています。

また、事業の実施にあたっては、社協、ハローワーク等の職業紹介所、その他関係機関と連携することが不可欠となっています。

なお、この事業については福祉事務所の業務と密接に関わる部分もあることから、福祉事務所の業務を補完する側面も無いわけではありませんが、福祉事務所の機能そのものを強化する目的で行われるというわけではありません。福祉事務所の機能については、今後人材確保を含めた強化策を検討する必要性はあると思われま

意見 13

ロ、介護の「要支援 1」及び「要支援 2」の業務を積極的に取込み、陣容を強化する。

“地域包括支援センター”で「介護予防施策」を具体化して「介護保険支出」を削減する

- a. 国及び県からの助成金の取得の推進
- b. 社協及びシルバー人材センターと連携し組織体制及び事業内容の抜本的見直しを図る
- c. 「医療保護」支出の削減化

注) 上記内容は基本的には「特別会計」の“介護保険”に関係するものに留意願う

【意見 13 に対する市の考え方】

平成 27 年度からの介護保険制度の改正に伴い、要支援 1 及び要支援 2 の方へのサービスの一部が市町村事業として移行されることとなり、平成 29 年 3 月末までに新しい総合事業として事業を実施する事とされたところです。

介護予防事業については、今現在も、地域包括支援センターにおいて、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、介護予防教室の開催、脳の楽習教室など様々な事業を行っており、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

国及び県の補助金に関しましては、事業実施に伴い受けられる補助金はすべて受けており、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

社協及びシルバー人材センターとは今までも連絡を密にし連携をしており、今後も続けてまいりたいと考えております。ただ、社協及びシルバー人材センターは独立した組織であり、それぞれ目的を持った法人としての役割があり、組織や事業については独立しているため、市が関与すべきものではないと考えます。

「医療保護」支出の削減化ということですが、「医療保護」が「生活保護の医療扶助」を指すのであれば、生活保護等版レセプトシステムにより診療報酬明細書（レセプト）の点検を行い、「医療扶助費」の適正化をすでに図っているところです。

意見 14

② “ムダ” な一般諸経費の削減を図る為の「基準・ルール」の意思統一を図るべき。

イ、各組織における「ムダな経費削減」の為、予算・実績管理を遂行する事

- ・目標は原則全課単で、「10%」以上とし、惰性或過去からのしがらみで予算化しているものは「廃止」とする（廃止の場合は「合理的な理由を明示する事」）

ロ、市債の発行額を抑制する事

- ・市債（借金）は次世代への「付け回し」なので、利息の付く銀行借入に依存せず、借金は完済するまで“耐え忍ぶ”事が基本と考える。
- ・若者世代が他市町に流出しない為にも、行政サービスレベルを低下させずに常に、目標を決めて、“要るものと要らないもの”を整理・整頓し、且つ“ムダ・ムリ・ムラ”の徹底排除が必要である

ハ、公共投資は「緊急性」「重要性」「優先度」の三点が整わないと、予算措置しない。

- ・自助（地域単位のボランティアで行う）、共助（市と住民が折半）、公助（市の負担だが国等との責任範囲を明確化する）でそれぞれの責任体制を明確にする

【意見 14 に対する市の考え方】

イ、本市の当初予算編成時には、必ず各年度における国の施策や、本市における重要施策を考慮し「当初予算編成方針」「予算編成要領」「要求基準」を定めまして、全庁的な統一基準として事業担当課に示されております。

これは、各年度における本市の財政状況や、地方交付税等の依存財源の動向等を見定めつつ、柔軟に対応していく必要がありますので、歳入・歳出の各項目全般について毎年度定め、担当者説明会等も実施しております。各経費の削減方針等につきましても、今後とも、この基本方針に定める中で対応をまいります。

ロ、平成 27 年度からのプラン推進期間の前半は、新中学校建設事業をはじめとする複数の大型事業が予定されており、普通建設事業費は増加する見通しであります。しかしながら、地方債の発行に際しましては、国庫補助金等の財源確保に努めつつ、交付税措置により実質的な負担軽減となる地方債の活用を図るなど、後年度の財政負担の軽減に努めてまいります。

ハ、普通建設事業につきましても、後年度における市債の償還額を管理していく為にも、中長期的な見通しのもと、各事業の予算措置は、原則として、できる限り平準化していく必要があります。しかしながら、国庫補助金の嵩上げや、制度改正により有利な地方債の拡充等がありました場合には、柔軟な対応が必要となることもありますので、今後とも、普通建設事業につきましても、その費用対効果を見定めるなかで、各年度の予算編成において、その優先順位を定めて参ります。

(7) 特別会計の健全化

①競輪事業

意見 15

・原則「包括民間委託」を採用し、「人員」「設備」「資金」「他資産」等を5年間で整理・整頓・清算する

イ、本場は将来的には直営なら「廃止」の方向だが、施行権は本市にあるので、当面は民間企業に運営を全面的に「業務委託」する。(売上の3%から5%の収益確保)

尚、設備投資も含めて、一切の「補助金」等は支出しない。

但し、上部団体からの様々な「助成金」は都度、当事者間で協議し活用策を図る。

ロ、県南地域に「サテライト」(民間運営化)を設置し、民間事業主から売上の5%の収益を確保。

ハ、鳴門競艇の「エドウィン」「オラレ」との「コラボ」化(場外発売)志向；売上の3%収益を図る。

ニ、岸和田競輪他各施行者との共同事業化(場間場外発売)；売上の3%収益を図る。

ホ、競輪場本場での「全国民謡・阿波踊り大会」や「全国花火・物産大会」又「アマチュア自転車競技全国大会」「市内の企業対抗大運動会」等の大型名物行事を取込み、町づくりの一翼を担う。

【意見 15に対する市の考え方】

現在、競輪局では、収支改善計画終了後の平成28年度からの競輪事業の方向性について、平成27年2月より外部の有識者9名の委員から成る「小松島市競輪事業あり方検討会議」(以下「あり方検討会議」という。)を設置し、議論をしているところです。

もとより、競輪事業については、一般会計に対し繰り出しを行っていましたが、一般会計からの繰り入れや補助は一切なく、完全な独立採算を貫いています。この原則は、今後についても変わることなく、これが守られないならば、事業を廃止すべきだというのが、公営競技を実施する上での基本です。

パブリックコメントのご意見については、まさに今、前段に記載したあり方検討会議の中で、議論している事項であります。自転車競技法その他関係諸法令に抵触したり、契約に基づく商慣習に反したりする部分もあり、実現可能性が低かったり、あるいは、すでに実施し費用対効果の面から継続していなかったりするものもあります。

そうした基本的な情報が、市民の皆様に知られていないことが、これまでの競輪事業の広報不足であると認識し、今後は、積極的に情報発信を行いますとともに、あり方検討会議におきましても、積極的に情報開示を行い、有意義な議論を行っていただき、本年9月を目途に提出される意見書を尊重し、今後の事業を進めたいと考えています。